

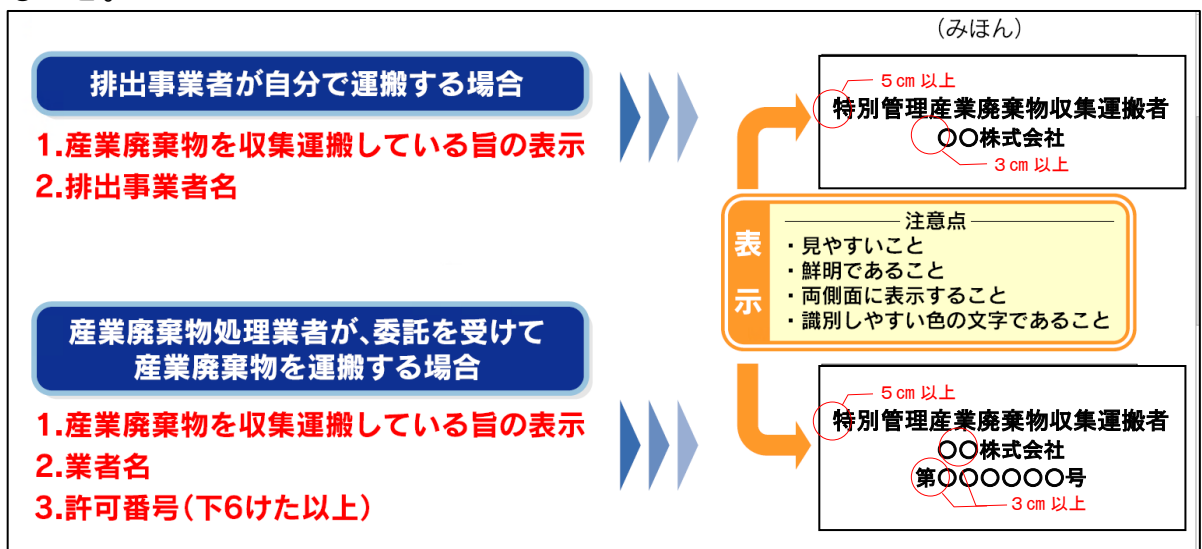
➤ 特別管理廃棄物の収集運搬基準

特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物）を収集運搬する場合、生活環境の保全上支障が生じることなく、適正に処理するために、下記①～⑩の基準を遵守しなければなりません。

なお、⑥、⑦については環境省のホームページをあわせてご確認ください。

また、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物が生じる事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、市に報告しなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の報告については「特別管理産業廃棄物管理責任者報告について」をご確認ください。

- ① 特別管理廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ② 特別管理廃棄物が飛散、流出しないように収集運搬の作業を行うこと。
- ③ 収集運搬の作業に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ④ 収集運搬のために設置する施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ⑤ 収集運搬に使用する運搬車、運搬容器等は、特別管理廃棄物が飛散、流出、悪臭発散等しないものであること。
- ⑥ 特別管理産業廃棄物運搬車両の両側面には、下記のとおり必要事項を鮮明に表示すること。



(出典：環境省 HP 一部変更)

- ⑦ 特別管理廃棄物運搬車両には、特別管理廃棄物の種類及び取り扱う際の注意事項を記載した文書の他、下記のとおり必要な書面を備え付けておくこと。

排出事業者が自分で運搬する場合	
運搬先が自社保管場等の場合	市条例で定める廃棄物処理票
運搬先で処理業者に委託する場合	マニフェスト
特別管理産業廃棄物収集運搬業者が受託して運搬する場合	
紙マニフェストを使用する場合	マニフェスト、 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
電子マニフェストを使用する場合	電子マニフェストの加入証の写し、 電子マニフェストの画面を確認できる端末(タブレット、スマートフォン等) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

※ 市条例で定める廃棄物処理票やマニフェストについては「産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度について」をあわせてご確認ください。

- ⑧ 特別管理廃棄物を他のものと区分し、混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

- ⑨ 感染性廃棄物、PCB 廃棄物又は廃水銀等については、密閉することのできる運搬容器に収納し収集運搬すること。

※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

- ⑩ 収集運搬した特別管理廃棄物の積替・保管を行う場合には、下記のとおり積替・保管を行うこと。

※ 特別管理廃棄物の保管基準については、「特別管理廃棄物の保管基準」をあわせてご確認ください。

- ・ 周囲に囲いが設けられ、積替・保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ・ 特別管理廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散のしないように必要な措置を講じること。
- ・ 積替・保管の場所が屋外にある場合、制限高さを超えて特別管理廃棄物を積み上げないこと。
- ・ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 特別管理廃棄物の種類に応じ、必要な措置を講じること。

※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

揮発性廃油、PCB 廃棄物等	・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置 ・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置
廃酸、廃アルカリ	・ 容器に入れ密封する等、廃棄物による腐食を防止するために必要な措置
PCB 廃棄物等	・ 廃棄物の腐食を防止するために必要な措置
廃石綿等	・ 梱包する等、飛散防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある特別	・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の腐食を防止するため

管理廃棄物	に必要な措置
廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置 ・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置 ・ 腐食防止のために必要な措置

- ・ 特別管理廃棄物の保管場所に、仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないように必要な措置を講じること。
- ・ 特別管理産業廃棄物を積替え保管する場合、積替え基準に適合する方法により行うこと。

特別管理廃棄物の積替え保管基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。 ・ 適切に保管できる量を超えないこと。 ・ 特別管理廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。 |
|--|

- ・ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合、1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量を越えないこと。